急傾斜地崩壊危険区域の指定

道路の区域変更

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

保安林に指定する予定である旨の通知

指定施術機関の所在地の変更の届出

指定施術機関の廃止の届出

保安林の指定解除

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動法人の設立認証申請

公

示

第 二千二百二十三

号

火曜日)

平 成二十三年二月 八 日

則

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

(地域福祉国保課)八九〇

統

計

公

報

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

(薬 務

水 道 課) 八八九ページ

告

示

目

次

規

則

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同

(同

Щ 課) 八九一)八九一

)八九二

同

(治

道

路 維 持 課) 八九二

砂 (岐阜農林事務所) 八九三 防 課) 八九三

(飛驒農林事務所) 八九三

同 (環境生活政策課)八九四

印出

規

平成二十三年二月八日

岐阜県知事

古

田

肇

岐阜県規則第四号

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県薬事法施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正

す る。

別記第二号様式中「本籍地」及び「(注意)用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とす 別記第一号様式(注意)第二号中「蘇嘯」を「蘇嘯」に改める。

め口た。」を削る。

別記第三号様式中「分攤法」を削り、「兄か

併 Ш 日生」 田名

以、「(注意)用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」や

1 用紙の大き 黒インク又

「(注意)

回

Ш

氏名は、記

名押印又は自署のいずれかによること。 は黒ボールペン等を用い、楷書ではっきり書くこと。 日本工業規格A4とすること に改める。

岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行 (休日に当たる)

毎週

平成二十三年二月八日

2 この規則は、公布の日から施げする。	第 2	2 2 3	号				岐	阜県	具 公	報	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	平成	, 23 年	2月8日	(890)
 株 浩 一	せる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令	るものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当さ自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によ	十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の生活が代請すく申れて「富名を経営証限」原長との円滑な帰国の促進及び永住帰国後の	生舌呆蒦去へ召印二十五手去聿第5四十四号)第五十五条こおいて隼用する司去第四岐阜県告示第六十九号	調査」	の行動実態及び意識調査」を	古		写型と言うの「おき欠りようこ女Eノ、F戈ニトニキニョニトヨから適用する。 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二	岐阜県告示第六十八号				則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。 用紙 (以下「旧用紙」という。) がある場合においては、この規則による改正後の規3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている	合
大学の国真においてその例によるものとされた生活保護法第十二人。 「八日	いちょう通り接骨院	門治療	とう治療	岐阜在宅マッサージ	院えぎら鍼灸指圧治療		接骨	院(星ヶ丘店)	う き 接 骨	門 治 療	野 接 骨	療院 十善堂はりきゅう治		_	条の規定により告示す支援に関する法律第十二号) 第十二条
日孫留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 日孫留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 日孫留邦人等の円滑な帰国のとされた生活保護法第十二 と 大垣市清水町七六 ー 同 ・・・ー 要 と 各務原市那加桜町 ー 九 同 ヤ・ー 型 名 お屋市千種区井上町五 同 ヤ・ー カ カ マ の ー 六 ー 同 本・一 日 の ー 一 表 の ー 六 ー 同 で 一 で と き と の ー 六 ー 同 で ・ 一 で と き と の ー 六 ー 同 で ・ 一 で と き と の ー 六 ー 同 で ・ 一 で と き を の と された生活保護法第十二 と は ま で の ー 六 ー 同 で ・ 一 で は で の ー 六 ー 同 で ・ 一 で は で の ー 六 ー に で で の ー 六 ー に で で で で で で で で で で で で で で で で で で							森	東	今	曽 我		林	開	八日	える。 ・四条第四 ・四条第四
その例によるものとされた生活保護法第十二 をの例によるものとされた生活保護法第十二 との例によるものとされた生活保護法第十二 との例によるものとされた生活保護法第十二 との コニ 中 が 一 大垣市清水町七六 ー 同 を 1 日						一晃		健 一 郎		豊		浩 一			四項において国残留邦人等
同 同 同 平 同 同 同 同 同 同 可 同 同 不 指 成 定	五 各務原市蘇原沢上町四	各務原市那加桜町一 九	多治見市西坂町二 七〇		羽島市江吉良町四〇二		〇 一六各務原市川島河田町九三	〇 五名古屋市千種区井上町五	大垣市清水町七六 一	各務原市那加桜町一 九	〇八 一安八郡安八町南今ケ渕四	四二二美濃加茂市太田町一九五	在	古	その例によるものとされた生の円滑な帰国の促進及び永住
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同	同	同	平 成 三	同	同	平 成 三	同	同	同	同	平 <u>成</u> 三	指定年		活保護法の
	六	<u>ハ</u> =	t· =	・ 七 二 六		÷ -	· 六 二 七				六 —	- 四 -	月 日	肇	第自十二の

飛驒市神岡町山田字小谷洞二九一七の二・字トコナベ二九二三の一(以上二筆につ	同七三	高山市上二之町一七	垣忠久	鍼灸院三共リバース 萱	({
一 保安林予定森林の所在場所 岐阜県知事 古 田 肇	同 六三〇	三〇五 五 五声四	大典	ージ治療院 市岡鍼・灸・マッサ 市	391) ³
平成二十三年二月八日平成二十三年二月八日では、「「「「「「「」」」である。「「「」」である。「「「」」である。「「「」」である。「「「」」であって、「「「」」であって、「「」」であって、「「」」であって、	平成三: 至三	三各務原市那加門前町三	富士男	森マッサージ治療院 森	平成 23 垒
林二省配けるを配である第2種の圧をナニクで、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第1	廃止年月日	所 在 地	設者	名称開	丰2月
岐阜県告示第七十二号	肇	岐阜県知事 古 田	ч	平成二十三年二月八日	8日
療院 野村文子 四〇〇 同 宣・一・一鍼灸マッサージ栄治 野村 文子 四〇〇 新 下呂市萩原町萩原一	のとされた生活	保護法第五十五条の二の規定により告示する。国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰	^没 定により告示する法律第十四条第0二及び中	保護法第五十五条の二の規定により告示する。国後の自立の支援に関する法律第十四条第四があったので、同法第五十五条の二及び中国に	岐
在、梨、鍼、灸、院、天野、梨恵子 旧、高山市冬頭町五九四 平成三·空、九花、梨、鍼、灸、院、天野、梨恵子 三、一 平成三·空、九新、高山市総和町三、八	廃止した旨届出のとされた生活のとされた生活のまではいまする。	保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨届出法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五	たにより次の指定-号)第十四条第八等の円滑な帰国公年法律第百四十	保護法第五十条の二の規定法律 (平成六年法律第三十十条の二及び中国残留邦4年の11年)	阜県公
名 称 開 設 者 所 在 地 変更年月日				岐阜県告示第七十号	* 報
岐阜県知事 古 田 肇平成二十三年二月八日	平成量・一・五	可児市東帷子三八九八	木和俊	第二青木接骨院 青	
れた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。	同二二六	六〇 各務原市大佐野町一 二	· 藤 和 哉	あさひ接骨院 伊	
「	同二六八	美濃市上条一三七八 二	□	接骨院 山の鍼灸マッサージ 山	
法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する	平 成 <u>:</u> :	ーポ幸一F レーコー 一日 日本 日本 日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	中	つばめ整骨院田	第 2
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五	同	瑞浪市松ヶ瀬町四 一五	藤時也	安藤接骨院安	2 2
岐阜県告示第七十一号	同 - 	六 岐阜市芥見南山一 六	邊ゆかり	レイス治療院渡	3号

いて次の図に示す部分に限る。) 指定の目的

指定施業要件

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐に係る立木の伐採を禁止する。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度の次のとおりとする。

治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 岐阜県告示第七十三号

平成二十三年二月八日

古 田

肇

岐阜県知事

飛驒市神岡町吉田字葛谷洞八七三、神岡町和佐保字大鳩トヤー〇七四の二、一〇七

四の一〇(次の図に示す部分に限る。)

岐

保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字葛谷洞八七三・字大鳩トヤー〇七四の二 (以上二筆について次の図に示す部

分に限る。)、一〇七四の一〇

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

> 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第七十四号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十三年二月八日

岐阜県知事

古

田

肇

飛驒市河合町新名字をと志五三四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度ののとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

関市洞戸

市場字鎌倉

一号

通元寺字小山下

九〇番番 八三六番

|号及び三号

示すとおりとする。

市場

及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域 (次の図に次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線

X

域 名

X

域

次のように変更したので告示する

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 平成二十三年二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田

肇

国道	類の道 種路			
六号	路 線 名			
安三五三一番二地先まで同 郡同 村同 字平	畑四五五五番三地先から加茂郡東白川村神土字大	区間		
後	前	別前変区 後更域		
六四十・七	四· () 八· 八	ル (
八·三	八·三	ル(延 (メート ト長		
		備		
		考		

岐阜県告示第七十六号

の規定により告示する。 条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三 急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県告示第七十七号

関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」

Ιţ

省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、

美濃土木事務所及び

七号及び八号

七八六番番 八一番三 七八番一

> 五 등 등 六号

条第一項の規定により告示する。 のように保安林の指定を解除するので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次 同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三

平成二十三年二月八日

岐阜県知事

古

田

肇

岐阜市大字三田洞字百々ケ洞一七六 (次の図に示す部分に限る。)

解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

_

Ξ 解除の理由

公衆の保健

無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十八号

のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三 条第一項の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田

肇

古

田

肈

平成二十三年二月八日発行

発 発 行 行 所者

岐 阜 県 卓岐阜市薮田南二丁目一番一号

庁 県

編

集

各務原市テクノプラザー ー

ブイ・アール・テクノセンター